

北下浦ミニバスケットボールクラブ規約

第1章 総則

第1条（名称）

本クラブは北下浦ミニバスケットボールクラブ（以下クラブという）と称す。

第2条（目的）

本クラブは、バスケットボールを通じ青少年の心身の健全な育成に資する事を目的とする。

第3条（活動）

本クラブは、第2条の目的を達成する為に次の活動を行う。

1. バスケットボールの練習、各種大会参加
2. 他チームとの交歓交流活動
3. レクリエーション活動
4. その他クラブの目的達成に必要な活動

第2章 部員

第4条（入部）

本クラブへの入部は、小学生とする。本クラブで活動する者は、所定用紙にてクラブへ登録しなければならない。入部にあたり、本規約・チーム指導方針を順守すること。

未就学児の入部は、本クラブ活動で活動する兄弟姉妹に限り認める。その場合、スポーツ保険への加入を必須とし練習参加は保護者同伴の時のみとする。

第5条（登録）

第4条に定めるところにより加入登録を行った部員をまとめ、所定の書式にて各団体へ登録を行う。

第6条

6-1(活動)

バスケットボールに限り、本クラブの活動を最優先とする。本クラブ活動日に他のクラブ・スクールへの参加は原則認めない。また、活動に支障をきたす行為が生じた場合には総会の決議をもって対処出来るものとする。

6-2(休部退部)

事情により休部・退部を希望する場合は、クラブ代表（指導者等）及び保護者代表にその旨を申し入れる。

第7条（安全保険）

部員は全て、スポーツ安全保険に加入するものとする。

第3章 保護者会

第8条（構成）

保護者会は選手の保護者で構成される。

第9条（役員）

保護者会には次の役員を置く。

代表 1 名、副代表 1 名以上、会計 1 名以上、配車(男子) 1 名以上、配車(女子) 1 名以上、施設開放 1 名、鍵当番 1 名以上、保護者見守り 1 名以上、HP管理 1 名

第 10 条（活動）

- 保護者会は本クラブの活動に対して次のことを行う。
1. クラブ活動の目的達成のための育成支援
 2. 指導者の資質向上のための援助
 4. 備品・消耗品等の管理

第 4 章 指導者

第 11 条（構成）

指導者は、ヘッドコーチ・アシスタントコーチ等をもって構成する。指導者は、JBA コーチライセンスを所持していること。

第 12 条（活動）

指導者はクラブの目的達成のため、次の活動を行う。

1. 練習時に立ち会い、選手の指導を行う。また、正しい指導を行うための研鑽をする
2. 試合においてコーチング・審判等を行う。
3. 所属するクラブ・連盟の主催する行事等に協力する。
4. 円滑なクラブ運営を行う。
5. チーム指導方針に基づき指導を行う。

第 5 章 役員

第 13 条（役員）本クラブは、選手・指導者・保護者で構成し、次の役員を置く。

代表（指導者等）1 名、指導者複数名、保護者会役員（第 8 条に既出）

第 14 条（任期）役員の任期は一年とし、再任は妨げない。役員（指導者を除く）に欠員の生じた時は、それを補充する。但し、その任期は前任者の残任期間とする。

第 6 章 会 議

第 15 条（会議）

本クラブには、次の会議を置く。

1. 総会
2. 役員会議

第 16 条（総会）

総会は、本クラブの最高議決機関とし、年 1 回及び必要に応じて臨時に開催する。

1. 総会出席者は指導者と保護者とする。
2. 総会は指導者・保護者（家庭数）総数の 2/3 以上の出席により成立する。

欠席する場合は、委任状を提出する。委任状の提出は出席とみなす。

3. 総会の議決は出席者の過半数をもって決する。（保護者は各家庭 1 票）
4. 総会では主に次の議事を取り扱う。

- （1）当該年度の活動報告ならびに次年度の活動計画案
- （2）当該年度の会計報告ならびに会計監査報告・次年度の予算案
- （3）次年度の役員案
- （4）本規約の策定及び改廃に関すること

(5) クラブ運営に支障をきたす行為や行為者等に関すること

(6) その他、審議必要事項

5. 総会での議事内容について議事録を作成し、請求があった時には提示できるよう保管すること。

第17条 (役員会議)

役員会議は、クラブ運営に関わる日常的な協議機関とし、主に次の事案を取り扱う。

1. 保護者からあげられた協議事項
2. 指導者からあげられた協議事項
3. その他、クラブの運営に関する協議事項

第7章 会計

第18条 (会計)

本クラブの会計は、部員の納める部費、その他の収入によって運営する。保護者会の会計担当が管理し、年度末に保護者会役員に会計監査を受け、総会で会計報告をし、承認を受ける。

第19条 (部費)

部費は総会で定められた金額・方法で徴収する。

第8章 附則

第20条 (細則)

本規約に定めのない事項は、その都度、指導者・保護者間で調整する。また、運営上必要な細則は、別に定めることができる。

第21条 (施行)

1. 本規約は、平成29年6月25日より施行する
2. 平成29年6月24日に改定発行
3. 令和5年4月23日に改定発行

(1)変更 第4条、第9条

4. 令和7年4月12日に改定発行

(1)変更 第4条

(2)追加 第6条 6-1、第12条 5